

実施期間：令和2年5月15日から6月15日まで 意見数：72件

主な意見(要旨)	都の考え方
<p>【目的や意義に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場については、テレワークなどの普及を踏まえ、同一の場所で働くとは限らないことも考慮すること。 ・障害者の雇用をしても、賃金が最低賃金以下であったり、生活が保障されていなかったら、それは既存の福祉作業所と変わらない。 	<p>テレワークへの対応や労働関係法令の遵守を含めて、頂いた御意見は、施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>【認証基準に関するもの①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業について雇用を軸に考えるのは正しいが、雇用者数よりも、どれくらい人生を豊かにできたのか、どれくらい本人が社会参加できたのかを基準とするのが、国際的な基準であり、SIB(Social Impact Bondの略称。民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払う手法。)でも取り入れられている。 ・経営主体に関する基準について、公正採用選考人権啓発推進員を選任し、就職困難者に関わる人権研修を実施し、人権に関する相談体制を有することを定めてほしい。 ・主たる事業所が都外に存在し、都内にも事業所があるソーシャルファーム企業・団体も認証や支援の対象とすること。 ・就労困難者と他の従業員と分断されないよう「共に働く」を強調し、実現できる認定基準にしてほしい。 ・就労困難者の雇用管理やサポートは、外部の機関の協力を得ることも想定されてよいのではないかな。 ・就労困難者と認められる者の認定は、審査会といった限られた機関だけでなく、ハローワークなど、就労支援にかかわる公民の機関に積極的に認定にあたっての協力を得ることがより実効性があるのではないかな。 ・就労困難者と認められる者の雇用者数としてカウントできるのは、基本的にはフルタイム同様の働き方をしている者としてどうか。つまり、短時間労働者はカウントの対象とほしくない。 ・就労困難者の雇用者数について、勤務時間に関する限定がないと、極端に短時間で勤務している者まで雇用者数に含まれることになり、就労困難者の経済社会的自立という目的と合致しない可能性が生じる。例えば、「週10時間以上勤務している雇用者」という限定を設けるべきではないかな。 ・就労困難者の状況は様々であり、環境を整えても本人の事情により離職に至るケースも想定される。雇用者数の基準については、結果として雇用できているかではなく、雇用計画(求人の実施等)を行っているかで判断すべき。ただし、支援については実雇用に応じて実施すべき。 	<p>ソーシャルファームは、障害福祉サービス事業所とは異なり、自律的な経済活動の下、就労に困難を抱える方々の雇用の場の拡大と自立を促進する新たな枠組みであると考えております。</p> <p>ソーシャルファームに期待されるこうした役割を十分に発揮して頂くため、今回の指針では、就労に困難を抱える方の実情に応じた雇用管理やサポートを適切に行うことを事業者にも求めるとともに、多様な就労困難者の方々の雇用拡大につながる認証基準を設定しました。</p>

主な意見(要旨)

都の考え方

【認証基準に関するもの②】

- ・就労困難者に対する定義は大枠で記載するだけでなく、現状考えられるあらゆる状態の方々の事例を列挙していただきたい。
- ・就労困難者の認定について、障害者など比較的困難さがわかりやすい場合を除き、どのような人を対象として考えているのか。コロナの影響で失業した人も就労困難者として認めるのか。はっきりとした基準を定めないと、誰でも就労困難者になり得てしまい、本当に困っている人に支援の手が届かない危険性もある。
- ・障害福祉サービス事業所(就労継続支援A型事業所)も対象としてほしい。別途事業所を設立するとすると、支援スタッフや事務スタッフといった固定費が更にかかることになる。
- ・障害福祉サービス事業所運営法人でも、障がい福祉事業所とは別に設立する場合は、ソーシャルファーム認証の対象とすることは、新規に別法人を立ち上げる余裕のないものにとってありがたいことで賛同する。
- ・特例子会社で採用条件として手帳の有無に関わらず雇用する事業所を別に設立する場合は、認証の対象とすべき。障害者とそれ以外を区分するのは、共生社会の理念に反する。ただし、障がい者手帳を有する者への公的支援は既に存在していることから、人件費等の支援は手帳保有者を除く就労困難者に関するものに限定すべき。
- ・特例子会社等に関する取扱いで、障害者以外の就労困難者を雇用するのであれば、事業所を別に設立する場合に限らず、既にある事業所についても認証の対象として欲しい。

また、就労に困難を抱えると認められる方は、一人ひとりの置かれている事情が様々であることから、個別具体的には認証審査会で審査し、判断していくこととしています。

特例子会社等は障害者の雇用などについての豊富なノウハウを有しており、そのノウハウが障害者以外の就労困難者と認められる者の雇用促進に繋がることから、既存の事業所も認証対象とすることとしました。

頂いた御意見は、施策を検討する際の参考とさせていただきます。

【認証に関するもの】

- ・認証審査会では、企業経営や就労支援の専門家とともに就職困難者の当事者も含めて連携してほしい。
- ・「認証審査会」において、企業目線と働きにくい人の支援の専門性は異なるため、十分配慮してほしい。
- ・認証する際には、企業が汎用性や広く東京、全国にも広げられるような工夫をしていることに注目してほしい。
- ・審査において、手続きの透明性を確保することが重要。基準ごとの評価を含む形で審査結果を公開することや、不服申し立て手続きを制度化すること等で、認証手続きの透明性を確保すべき。また、認証結果の理由を通知の内容に入れてほしい。
- ・認証基準が抽象的な基準であり、認証審査会における審査の大幅な裁量を認めるもので客観性を欠く点が問題だと思ふ。
- ・認証は5年間で、経費助成も5年間だが、5年後に認証を更新しようと思う事業者がいるのか疑問。ソーシャルファームは日本で浸透しておらず、続けるメリットがあるとは思えない。認証を更新しない事業者がたくさん出てくるのではないかと。

支援対象となるソーシャルファームを適切に認証できるようにするため、今後、説明会の開催などを通して、事業者にご理解いただけるよう取り組んでまいります。

頂いた御意見は、施策を検討する際の参考とさせていただきます。

主な意見(要旨)

都の考え方

【支援策や支援期間等に関するもの】

- ・社会問題の解決や共生社会の実現に取り組む企業・団体が認証基準を満たすよう取り組む場合には、認証・支援の対象とすること。
- ・就労の継続にはきめ細かい長期サポートが必要。十分なサポート体制を確立できるよう支援の仕組みを作してほしい。
- ・普及啓発及び情報提供の一環として、ソーシャルファームの好事例の紹介を含めてはどうか。
- ・事業所の改築改修費とあるが、事業施設を新設する場合は、改築・改修費相当だけでも費用として認めるべき。
- ・就労困難者の支援を既に実施している団体等からの支援が可能となるような工夫が必要と思われる。
- ・運営期の支援として、経営支援に係る経費を検討頂いているのは有難い。広告費・販路開拓費・賃借料の支援は助かる。
- ・就労困難者の賃金の一部助成は、働く側のモチベーション(自分の賃金は自分が稼ぐ)の面から賛同できない。
- ・ソーシャルファームにとって、地方自治体等の業務委託は、就労の場として期待できる。
- ・支援期間「一部の支援については、継続することが出来るものとする」とあるが、運営経費については雇用する人数に比例する形での支援を5年目以降も続けることを制度化していただきたい。
- ・立ち上げの支援期間は10年程度にして、段階的に援助を減らしていく方がいいのではないか。
- ・就労困難者の採用を計画している者が制度開始まで事業開始を遅らせることがあっては本末転倒。制度開始時には、過去半年から一年程度に開所した事業所も予備認証の審査対象とした上で、認証を受けることが出来た場合には予備認証申請日以降の活動を支援対象とする措置を設けるべき。
- ・支援期間について、原則5年で支援は終了し、例外的に一部の支援が5年後も継続するという指針案だが、人件費支援や賃借料助成など直接的な支援は5年で終了し、公共機関による優先調達などの間接的な支援は、5年後も継続するというのが妥当ではないか。

認証ソーシャルファームへの支援に当たっては、より多くの事業者にもソーシャルファームの創設を促していくため、経営支援や就労支援等を行う関係機関、民間団体等と連携し、ソーシャルファームの検討期、創設期及び運営期において、事務所の改築・改修費や、賃金等雇用にかかる人件費への助成、公共発注、資金調達の支援など、様々な支援策を検討しております。

頂いた御意見は、施策を検討する際の参考とさせていただきます。

【全体に対するご意見に関するもの】

- ・特例子会社だがソーシャルファームを目指そうと考えている。支援制度も幅広く、非常に良い制度だと思う。
- ・コロナウイルス感染症の時期に、ソーシャルファームを立ち上げる事業者がどれだけいるか。就労困難者と普通の人と一緒に働くというのは理想的だが、理想だけでは経済は回らない。まずは目の前の経済対策に全力を尽くすべき。
- ・ソーシャルファームの推進のための第三者委員会(当事者も参加)をつくり、この制度への提案ができるようにしてほしい。
- ・ソーシャルファーム事業が全国的なモデル事業となり、今後継続的に発展していくために、3～5年毎の事業計画を策定すること、そのための計画委員会をつくる項目を設けるべきである。

ソーシャルファームが就労困難者の雇用の場の拡大と自立を進め、地域の産業及び雇用に貢献するという役割を担っていること等を踏まえ、ソーシャルファームの創設を促進してまいります。